○国土交通省告示第七百四十八号

建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 登 録 規 程 を 次  $\mathcal{O}$ ように 定 め る。

平成二十五年七月三十日

国土交通大臣 太田 昭宏

(目的)

第 条  $\mathcal{O}$ 規 程 は、 建 築 物  $\mathcal{O}$ 通 常  $\mathcal{O}$ 使 用 状 態 に お け る 石 綿 含 有 建 材  $\mathcal{O}$ 使 用 実 態 を 的 確 か 0 効 率 的 に

握 する た め、 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習  $\mathcal{O}$ 登 録 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定 8) ることに ょ り、 中 立

か 0 公 正 に 正 確 な 調 査 を 行 うことが できる建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者  $\mathcal{O}$ 育 成 を 図ることを目的とす

る。

把

(定義)

第二 ک  $\mathcal{O}$ 規 程 に お 1 て 石 綿 含 有 建 材 と は 石 綿 を 添 加 L た 建 築 材 料 を 1 う。

2  $\mathcal{O}$ 規 程 に お 1 7 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者」 کے は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 通 常  $\mathcal{O}$ 使 用 状 態 に お け る 石 綿 含

有 建 材  $\mathcal{O}$ 使 用 実 態  $\mathcal{O}$ 調 査 を 行 う 者 で、  $\mathcal{O}$ 規 程 に ょ り 玉 土 交 通 大 臣  $\mathcal{O}$ 登 録 を 受 け た 講 習 以 下 建

1

う。

築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 لح 7 · う。 を 修 了 L た 者 を

- 3  $\mathcal{O}$ 規 程 に お 1 て  $\neg$ 制 限 業 種 と は 次 に 掲 げ る
- 設 計 工 事 監 理 業  $\overline{\phantom{a}}$ 工 事 請 負 契 約 事 務 工 事  $\mathcal{O}$ 指 導 監 督 手 続  $\mathcal{O}$ 代 理 等  $\mathcal{O}$ 業 務 及 び コ ン サ ル

業

種

を

1

う。

タント業務を含む。)

建 設 業 L ゆ  $\lambda$ せ 0 工 事 業 造 霐 工 事 業 さく 井 工 事 業 そ  $\mathcal{O}$ 他 建 築 物 又 は そ  $\mathcal{O}$ 敷 地 に 係 る t

のではない業務を除く。)

三 不 動 産 業 土 地 建 物 売 買 業 不 動 産 代 理 仲 介 業 不 動 産 賃 貸 業 及 び 不 動 産 管 理 業 を含 む

\_

- 四 建築材料の製造、供給及び流通業
- 五 石 綿 含 有 建 材  $\mathcal{O}$ 調 査 及 び 分 析 並 び に 除 去 等 に 関 す る 業

建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請

- 第 綿 含 条 有 建 前 条 材 調 第 査 者 項 講  $\mathcal{O}$ 登 習 事 録 務 は لح 建 築 1 う。 物 石 綿 を 含 有 行 お 建 う 材 と 調 す 査 る 者 者 講 習  $\mathcal{O}$ 申  $\mathcal{O}$ 請 実 に 施 ょ に 関 1) 行 す う。 る 事 務 以 下 建 築 物 石
- 2 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 登 録 を受 け ょ うとす る者 は 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 申 請 書 を 玉 土 交 通 大 臣 12 提

出するものとする。

代 表 前 者 条 第  $\mathcal{O}$ 氏 項 名  $\mathcal{O}$ 登 録 を 受 け ようとす る 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名 称 及 U 住 所 並 U に 法 人 に あ 0 て は そ

 $\mathcal{O}$ 

- 2 -

- 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 を 行 お うとす Ź 事 務 所  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 所 在 地
- 三 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 を 開 始 L ようとす る 年 月 H
- 個 人 で あ る 場 合 12 お 1 7 は 次 に 掲 げ る 書 類

3

前

項

 $\mathcal{O}$ 

申

請

書

に

は

次

に

掲

げ

る

書

類

を

添

付

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とす

る。

- 1 住 民 票  $\mathcal{O}$ 抄 本 又 は \_ れ に 代 わ る 書 面
- 口 登 録 申 請 者  $\mathcal{O}$ 略 歴 を 記 載 L た 書 類
- 法 人 で あ る 場 合 に お 1 7 は 次 に 撂 げ る 書 類
- 1 定 款 又 は 寄 附 行 為 及 び 登 記 事 項 証 明 書
- ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
- 申 請 12 係 る 意 思  $\mathcal{O}$ 決 定 を 証 す る 書 類

二

役

員

持

分

会

社

会

社

法

平

成

+

七

年

法

律

第

八

+

六

号)

第

五.

百

七

+

五.

条

第

項

12

規

定

す

る

ハ

- 持 分 会 社 を 1 う。 に あ 0 て は 業 務 を 執 行 す る 社 員 を 1 う。 以 下 同 じ 0  $\mathcal{O}$ 氏 名 及 び 略 歴
- を記載した書類
- 三 講 師 が 第 五 条 第 <del>\_\_</del> 項 第 号 1 か 5 ハ ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す る 者 で あ ることを 証 す る 書 類
- 几 者 講 建 習 築 事 物 務 石  $\mathcal{O}$ 綿 実 含 施 有  $\mathcal{O}$ 建 方 材 法 調 に 査 関 者 す 講 習 る 計  $\mathcal{O}$ 受 画 を 講 記 資 載 格 L を た 記 書 載 類 L た 書 類 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調

査

五 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 以 外  $\mathcal{O}$ 業 務 を 行 お うとするときは そ  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 種 類 及 び

概 要 を 記 載 L た 書 類

六 前 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 登 録 を 受け ようとす る 者 が 次 条 各 号  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に ŧ 該 当 L な 1 者 で あ ること を

約 す る 書 面

七 そ 0) 他 参 考 کے な る 事 項 を 記 載 L た 書 類

欠 格 条 項

第 兀 条 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す る 者 が 行 う 講 習 は 第 条 第 項  $\mathcal{O}$ 登 録 を 受 け る こと が で きな

1

号) び 質 関 が 法 条 確 律 す 建 な 築 < 例 保 第 る 労 基  $\mathcal{O}$ 百 法 な  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 働 準 規 促 律 0 定 + 進 安 法 た 亚 に 等 七 全 日 号) 違 に 成 衛 昭 カン 関 十 二 5 生 和二 反 す 法 起 L + る 宅 年 算 昭 罰 法 五. L 地 法 てニ 金 律 年 律 和 建 兀 法 以 第 物 上 平 + 律 年 取 百 を 成 引 七 第二百  $\mathcal{O}$ 兀 刑 +業 号 経 年 法 法 に 過 ` 律 処 年 L 号) な せ 法 昭 廃 第 5 律 和 五. 棄 1 第 者 + 物 れ 大 八 + 七  $\mathcal{O}$ 気汚 号) そ + 七 処 年 理  $\mathcal{O}$ 染 号) 執 法 及 行 律 防 び 建 を 又 第 清 設 止 終 は 法 掃 工 百 ک わ 事 七 に り、 昭 れ 関 + に 5 六 す 係 和 号) 又  $\mathcal{O}$ る る 几 は 法 法 資 +  $\equiv$ 執 律 若 材 律 行 12 年 し  $\mathcal{O}$ を受 基 < 昭 法 再 資 律 づ は 和 け < 第 住 兀 源 命 宅 九 十 化 令 等 +  $\mathcal{O}$ 五 七

第

+

兀

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

り

第

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

登

録

を

取

ŋ

さ

日

L

消 れ そ  $\mathcal{O}$ 取 消 L  $\mathcal{O}$ か 5 起 算 ること 及 品 12 年

# を経過しない者

法 人 で あ 0 て、 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 を 行 う役 員 のうち に 前 二号  $\mathcal{O}$ 7 ず れ か に

該当する者があるもの

(登録の要件等)

第 五. 条 玉 土 交 通 大 臣 は、 第三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請 が 次 に 掲 げ る 要 件  $\mathcal{O}$ す × て に 適 合 L 7 1 る

ときは、その登録をするものとする。

第 七 条 第 兀 号  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 12 掲 げ る 科 目 に 0 1 7 講 義 が 行 わ れ か つ、 同 条 第 六 号 及 び 第 七 뭉

に 規 定 す る 実 地 研 修 が 行 わ れ る t  $\mathcal{O}$ で あ る

次  $\mathcal{O}$ 1 ず n か 12 該 当 す る 者 が 講 師 と L て 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 に 従 事 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 

であること。

イ 建築物石綿含有建材調査者

口 学 校 教 育 法 昭 和 + 年 法 律 第 + 六 号) に ょ る 大 学 若 L < は ک れ に 相 当 す る 外 玉  $\mathcal{O}$ 学

校 に お 1 7 建 築学、 医 学、 化 学 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 12 関 す る 科 目 を

担 当 す る 教 授 若 L < は 准 教 授  $\mathcal{O}$ 職 12 あ り、 若 L < は れ 6  $\mathcal{O}$ 職 に あ 0 た 者 又 は 建 築 学 医 学

化 学 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 に 関 す る 科 目  $\mathcal{O}$ 研 究 に ょ り 博 士  $\mathcal{O}$ 学 位 を

授与された者

- イ 又 は 口 に 撂 げ る者 لح 同 等 以 上  $\mathcal{O}$ 知 識 及 び 経 験 を 有 す る 者
- 三 制 限 業 種 に 支 配 さ れ て 1 る Ł  $\mathcal{O}$ とし 7 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す る t  $\mathcal{O}$ で な *(* )
- 1 株 第 式 会 三 社 条 で  $\mathcal{O}$ あ 規 定 る 場 に 合 ょ に り あ 登 0 録 7 を 申 は 請 L 制 限 た 者 業 種 以 を 営 下 ک む 者  $\mathcal{O}$ 号 が そ に  $\mathcal{O}$ お 親 1 7 法 人 登 会 録 社 申 法 請 第 者 八 百 لح V 七 う。 + 九 条 が 第
- 一項に規定する親法人をいう。)であること。
- 口 登 録 申 請 者  $\mathcal{O}$ 役 員 に 占 8 る 制 限 業 種 を 営 む 者  $\mathcal{O}$ 役 員 又 は 職 員 過 去 年 間 に 当 該 制 限 業 種
- を 営 む 者  $\mathcal{O}$ 役 員 又 は 職 員 で あ 0 た 者 を 含 む  $\mathcal{O}$ 割 合 が 分  $\mathcal{O}$ を 超 え 7 1 る
- ハ 職 員 登 録 過 申 去 請 者 年 間 法 に 人 当 12 該 あ 制 0 限 7 業 は 種 そ を 営  $\mathcal{O}$ 代 む 者 表  $\mathcal{O}$ 権 役 を 員 有 又 す る は 職 役 員 員 で あ が 制 0 た 限 者 業 を含 種 を む。 営 む 者 で  $\mathcal{O}$ 役 あ ること 員 又 は
- 2 第 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 登 録 は 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 登 録 簿 12 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 7 す る
- ものとする。
- 一登録年月日及び登録番号
- 関 建 築 لح 物 1 う。 石 綿 含  $\mathcal{O}$ 有 氏 建 名 材 又 調 査 は 者 名 講 称 習 及 事 U 住 務 を 所 行 並 う U 者 に 法 以 人 下 に あ 建 0 7 築 物 は 石 そ 綿 含  $\mathcal{O}$ 代 有 建 表 者 材 調  $\mathcal{O}$ 氏 査 者 名 講 習 実 施 機
- 三 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 を 行 う 事 務 所  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 所 在

地

几 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 を開 始 す る 年 月 日

(登録の更新)

第 六 条 第 条 第 項  $\mathcal{O}$ 登 録 は 五. 年ごとに そ  $\mathcal{O}$ 更 新 を 受 け な け れ ば そ  $\mathcal{O}$ 期 間  $\mathcal{O}$ 経 過 に ょ そ

の効力を失う。

2 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 更新 に . つ い 7 準 用 す る。

建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務  $\mathcal{O}$ 実 施 に 係 る 義 務

第 七 条 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 実 施 機 関 は 公 正 に、 か つ、 第 五. 条 第 項 第 号 及 び 第

12 掲 げ る 要 件 並 び に 次 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る 方 法 に ょ ŋ 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 を 行

わなければならない。

建 築 に 関 す Ś 知 識 及 び 経 験を有する者とし 7 次の **(** ) ず 'n カ に該当する者であることを受 講 資

格とすること。

1 課 学 程 校教 を 修 育  $\Diamond$ 法 7 卒 に 業 ょ る L た 大 学 後 **(**短 建 築 期 大学 に 関 を除 L て 二 く。 年 以 上 に  $\mathcal{O}$ お 実 7 て、 務  $\mathcal{O}$ 経 正 験 規 を  $\mathcal{O}$ 有 建 す 築 る 学 又 は \_ れ に 相 当 す る

口 学 校 教 育 法 に ょ る 短 期 大 学 に お 7 て、 正 規  $\mathcal{O}$ 建 築 学 又 は  $\mathcal{L}$ れ に 相 当 す る 修 業 年 限 三 年  $\mathcal{O}$ 課

程 夜 間 に お 1 7 授 業 を 行 う t  $\mathcal{O}$ を 除 < . を 修  $\Diamond$ 7 卒 業 L た 後 建 築 に 関 L 7 三 年 以 上  $\mathcal{O}$ 

実務の経験を有する者

号

ノヽ 築 学 口 又 12 は 該 ک 当 す れ る に 者 相 を 当 除 す る き、 課 学 程 校 を 教 修 育  $\Diamond$ 法 7 卒 に 業 ょ る L た 短 後 期 大 学 建 築 又 は に 関 高 等 専 7 門 几 学 年 校 以 に 上 お  $\mathcal{O}$ 実 1 務 て、  $\mathcal{O}$ 経 正 験 規 を  $\mathcal{O}$ 有 建

二 学 校 教 育 法 に ょ る 高 等 学 校 又 は 中 等 教 育 学 校 に お 1 て、 正 規  $\mathcal{O}$ 建 築 学 又 は ک れ に 相 当 す る

す

る

者

課 程 を 修  $\Diamond$ 7 卒 業 L た 後 建 築 に 関 L て 七 年 以 上  $\mathcal{O}$ 実 務  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す る 者

ホ 建 築 12 関 L て + \_\_\_ 年 以 上  $\mathcal{O}$ 実 務  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す る 者

建 築 行 政 に 関 L て 二 年 以 上  $\mathcal{O}$ 実 務  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有 す る 者

1 1 か 5 ま で と 同 等 以 上  $\mathcal{O}$ 知 識 及 び 経 験 を 有 す る 者

建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 を 毎 年 口 以 上 行 うこと。

三 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 は 講 義 実 地 研 修 及 び 修 了 考 査 に ょ ŋ 行 うこと。

講 義 は 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 12 掲 げ る 科 目 12 応 じ、 そ れ ぞ れ 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ る 内 容 12 0 1 て、 同

表

兀

の下欄に掲げる時間以上行うこと。

 $\equiv$ 時 時 兀 時 時 げ 五. る 内 講 容 義 を は 含 前 む 号 適 切  $\mathcal{O}$ な 表 内  $\mathcal{O}$ 容 上 欄  $\mathcal{O}$ 教 に 材 掲 げ を 用 る 科 1 7 目 行 に う 応 じ、 そ れ ぞ れ 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲

間

時

間

間

間

間

時

内

建

建

調

調

成

容

築

築

査

査

形

間 六 実 地 研 修 は 受 講 者  $\mathcal{O}$ 講 義  $\mathcal{O}$ 内 容 ^  $\mathcal{O}$ 理 解 を 層 深  $\Diamond$ る ことが で きる ŧ

のであること。

七 実 地 研 修 は 安全管理を行う者 「を配 置 L 事 故 防 止 に + 分 配 慮 Ū て行うこと。

八 講 師 は 講 義 及 Ţ 実 地 研 修  $\mathcal{O}$ 内 容 に 関 す る 受 講 者  $\mathcal{O}$ 質 間 に 対 講 義 及 び 実 地 研 修 中 に 適 切

に応答すること。

九 修 了 考 査 は、 講 義 及 び 実 地 研 修 0 終 了 後に 行 い、 筆 記 試 験 及び  $\Box$ 述 試 験 に ょ り、 建 築 物 石 綿

含 有 建 材 調 査 一者と L て 必 要 な 知 識 及 び 技 能 を 修 得 L た カ どう カン を 判 定 で きる ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る

十 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 を 実 施 す る 日 時 場 所 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講

習  $\mathcal{O}$ 実 施 12 関 L 必 要 な 事 項 を 公 示 す ること。

十 一 不 正 な 受 講 を 防 止 す Ź た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講じ ること。

+ \_ 終 了 L た 修 了 考 査  $\mathcal{O}$ 問 題 及 び 当 該 修 了 考 査  $\mathcal{O}$ 合 格 基 準 を 公表 すること。

十三 修 了 考 査 12 合 格 L た 者 に 対 別 記 様 式 12 ょ る 修 了 証 明 書 ) 以 下 単 1. 1. 修 了 証 明 書 لح

う。)を交付すること。

登録事項の変更の届出)

第 八 条 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 実 施 機 関 は 第 五 条 第二 項 第 号 か 5 第 兀 号 ま で に 掲 げ る 事

項 を 変 更 L ょ う とす るとき は 変 更 L ょ う لح す る 日  $\mathcal{O}$ 週 間 前 ま で に、 そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 玉 土 交 通 大 臣 に 届

け出るものとする。

## 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 查 者 講 習 事 務 規 程

第 九 条 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 実 施 機 関 は 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 建 築 物 石 綿 含 有 建 材

調 査 者 講 習 事 務 以 下  $\mathcal{O}$ 条 に お 1 7 単 12  $\neg$ 講 習 事 務 \_ لح 1 う。 に 関 す る 規 程 を 定 め 講 習 事 務

講 習 事 務 を 行 う 時 間 及 び 休 日 に 関 す る 事 項  $\mathcal{O}$ 

開

始

前

に

玉

土

交

通

大

臣

に

届

け

出

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

と

す

る。

れ

を

変

更

L ょ

う

لح

す

る

لح

き

Ł

同

様

す

る。

習

講 習 事 務 を 行 う 事 務 所 及 U 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 以 下 ک  $\mathcal{O}$ 条 に お 1 7 単 に 講

کے 1 う。  $\mathcal{O}$ 実 施 場 所 12 関 す る 事 項

三 講 習  $\mathcal{O}$ 受 講  $\mathcal{O}$ 申 込 4 に 関 す る 事 項

兀 講 習  $\mathcal{O}$ 受 講 手 数 料  $\mathcal{O}$ 額 及 75 収 納  $\mathcal{O}$ 方 法 に 関 す る 事

項

五 講 習  $\mathcal{O}$ 日 程 公 示 方 法 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 講 習  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 方 法 に 関 す る 事 項

六 実 地 研 修 に お け る 事 故 防 止 対 策 に 関 す る 事 項

七 修 了 考 査  $\mathcal{O}$ 間 題  $\mathcal{O}$ 作 成 及 び 修 了 考 査  $\mathcal{O}$ 合 否 判 定  $\mathcal{O}$ 方 法 12 関 す る 事 項

八 終 了 L た 講 習  $\mathcal{O}$ 修 了 考 査  $\mathcal{O}$ 間 題 及 75 当 該 修 了 考 査  $\mathcal{O}$ 合 格 基 潍  $\mathcal{O}$ 公 表 に 関 す る 事 項

九 修 了 証 明 書  $\mathcal{O}$ 交 付 及 び 再 交 付 に 関 す る 事 項

+ 講 習 事 務 に 関 す る 秘 密  $\mathcal{O}$ 保 持 に 関 す る 事 項

+講 習 事 務 12 関 す る 公 正  $\mathcal{O}$ 確 保 に 関 す る 事

項

十二 不正受講者の処分に関する事項

十三 第 +五. 条 第  $\equiv$ 項  $\mathcal{O}$ 帳 簿 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 講 習 事 務 に 関 す る 書 類  $\mathcal{O}$ 管 理 12 関 す る 項

十 兀 そ  $\mathcal{O}$ 他 講 習 事 務 に 関 L 必 要 な 事 項

建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務  $\mathcal{O}$ 休 廃 止

第

+ 条 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 実 施 機 関 は 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務  $\mathcal{O}$ 全 部 若 L

< は 部 を 休 止 L 又 は 廃 止 L ょ う とす る لح き は あ 5 か U  $\Diamond$ 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 届 出 書

を 玉 土 交 通 大 臣 に 届 け 出 る ŧ  $\mathcal{O}$ と す る

休 止 L 又 は 廃 止 L ょ う لح す る 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習  $\mathcal{O}$ 範 用

休 止 L 又 は 廃 止 L ょ う لح す る 年 月 日 及 CK 休 止 L ょ う کے す る 場 合 12 あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 期 間

三 休止又は廃止の理由

財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 + 条 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 実 施 機 関 は 毎 事 業 年 度 経 過 後 三 月 以 内 に そ  $\mathcal{O}$ 事 業 年 度

 $\mathcal{O}$ 財 産 目 録 貸 借 対 照 表 及 び 損 益 計 算 書 又 は 収 支 計 算 書 並 CK 12 事 業 報 告 書 (そ  $\mathcal{O}$ 作 成 に 代 え 7 電 磁

的 記 録 電 子 的 方 式 磁 気 的 方 式 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 人  $\mathcal{O}$ 知 覚 に ょ 0 7 は 認 識 す る ک لح が で き な 1 方 式 で 作 5

ľ れ る 記  $\mathcal{O}$ 録 作 で 成 あ が 0 さ て、 れ 7 電 1 子 る 計 場 算 合 機 に に お ょ け る る 情 当 報 該 処 電 理 磁  $\mathcal{O}$ 的 用 記 12 録 供 さ を 含 n む る ŧ 次  $\mathcal{O}$ 項 を に 1 う。 お 1 7 以 下 財  $\sum_{}$ 務  $\mathcal{O}$ 諸 条 表 に 等 お 1 لح 7 同

う。 を 作 成 L 五 年 間 事 務 所 に 備 え 7 置 か な け n ば な 5 な 1

2 材 調 建 査 築 者 物 講 石 習 綿 実 含 施 有 機 建 関 材 調  $\mathcal{O}$ 業 査 者 務 時 講 間 習 内 を 受 は 講 1 L ょ 0 で う لح ŧ, す る 次 者 12 そ 掲 げ  $\mathcal{O}$ る 他 請  $\mathcal{O}$ 利 求 害 を す 関 る 係 ک 人 لح は が で 建 き 築 る。 物 石 た 綿 だ 含 有 建

わなければならない。

第

号

又

は

第

兀

号

 $\mathcal{O}$ 

請

求

を

す

る

に

は

建

築

物

石

綿

含

有

建

材

調

査

者

講

習

実

施

機

関

 $\mathcal{O}$ 

定

8

た

費

用

を支

払

財 務 諸 表 等 が 書 面 を ŧ 0 て 作 成 さ れ て 1 る کے き は 当 該 書 面  $\mathcal{O}$ 閲 覧 又 は 謄 写  $\mathcal{O}$ 請 求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財 務 諸 表 筡 が 電 磁 的 記 録 を ŧ 0 7 作 成 さ れ 7 7 る とき は 当 該 電 磁 的 記 録 12 記 録 さ n た 事 項

を 紙 面 又 は 出 力 装 置  $\mathcal{O}$ 映 像 面 に 表 示 L た ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 閲 覧 又 は 謄 写  $\mathcal{O}$ 請 求

兀 綿 含 前 号 有 建  $\mathcal{O}$ 電 材 調 磁 的 査 者 記 講 録 習 に 実 記 施 録 さ 機 関 れ が た 定 事 8 項 を る 電 ŧ 磁  $\mathcal{O}$ 的 に ょ 方 法 り 提 で 供 あ す 0 7 る ے ح 次 12  $\mathcal{O}$ 請 掲 求 げ る 又 は Ł 当  $\mathcal{O}$ 該  $\mathcal{O}$ う 事 5 項 を 建 築 記 載 物 1 石

た書面の交付の請求

1 L た 送 電 信 子 者 情  $\mathcal{O}$ 報 使 用 処 理 に 係 組 織 る 電 を 子 使 計 用 す 算 る 機 方 لح 受 法 で 信 者 あ 0  $\mathcal{O}$ 7 使 用 当 12 係 該 る 電 電 気 子 通 計 信 算 口 線 機 لح を を 通 ľ 電 気 7 情 通 報 信 が 回 送 線 信 で さ 接 続 れ

口 受 磁 気 信 デ 者 1  $\mathcal{O}$ ス 使 ク 用 等 12 を 係 ŧ る 電 0 7 子 調 計 製 算 す 機 る に フ 備 ア え 5 イ ル れ に た 情 フ 報 ア を イ 記 ル 録 12 当 L た 該 ŧ 情  $\mathcal{O}$ 報 を が 交 記 付 録 す さ る れ 方 る 法 ŧ  $\mathcal{O}$ 

3 前 項 第 几 号 1 又 は 口 に 掲 げ る 方 法 は 受信 者 が フ ア イ ル  $\sim$  $\mathcal{O}$ 記 録 を 出 力 す ることに ょ る 書 面 を

作

成 す るこ とが で き る ŧ  $\mathcal{O}$ で な け れ ば な 5 な 11

# 適 合 勧 告)

第 十 二 なく な 条 0 た 玉 لح 土 認 交 通 8 大 る 臣 と き は は 建 そ 築  $\mathcal{O}$ 物 建 石 築 綿 物 含 石 有 綿 建 含 材 有 調 建 查 材 者 調 講 習 査 者 実 施 講 習 機 実 関 施 が 機 第 関 五 12 条 対 第 L 項 同  $\mathcal{O}$ 規 項  $\mathcal{O}$ 定 規 に 適 定 合 12 適

# 改 善 勧 告

合す

る

た

8

必

要

な

措

置

をとる

べ

きことを

勧

告

す

ること

が

で

き

る

第 十三 業 綿 لح 含 務 認 有 条  $\mathcal{O}$ 8 方 建 る لح 法 材 玉 き 調 土  $\mathcal{O}$ 交 改 査 は 善 者 通 講 そ 大 に 関 習 臣  $\mathcal{O}$ 事 建 は L 務 築 必 建 要 を 物 な 行 築 石 措 う 綿 物 べ 含 置 石 をと きこと 綿 有 含 建 る 材 有 又 べ 調 建 きこと は 材 査 者 建 調 築 講 査 を 物 習 者 実 講 勧 石 告 習 綿 施 す 含 実 機 る 施 有 関 こ と 建 12 機 材 対 関 が 調 L が 第 で 査 き 者 同 七 る。 講 条 条 習  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 規 事 務 定 定 に 12  $\mathcal{O}$ 方 ょ 違 法 る 反 そ 建 L 築  $\mathcal{O}$ 7 他 物 1 る  $\mathcal{O}$ 石

### 登 録 $\mathcal{O}$ 取 消 L 等

第 + 定 ると 8 几 き て 条 は 建 築 玉 当 物 土 交 石 該 建 通 綿 築 大 含 臣 物 有 は 建 石 材 綿 含 建 調 築 杳 有 者 建 物 講 材 石 習 調 綿 事 杳 含 有 者 務 講 建  $\mathcal{O}$ 習 材 全 実 部 調 查 又 施 者 は 機 関 講 習 部 が 行 実  $\mathcal{O}$ う 施 停 講 機 止 習 関 を が 指  $\mathcal{O}$ 登 次 示 す 録  $\mathcal{O}$ 各 ること を 取 号 n  $\mathcal{O}$ が 消 1 で ず き れ 又 か は に 該 期 間 を す

第

兀

条

第

号

又

は

第

 $\equiv$ 

号

に

該

当

す

る

に

至

0

た

لح

き。

第 八 条 か 5 第 + 条 ま で、 第 + \_\_ 条 第 項 又 は 次 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 違 反 L たとき。

三 正 当 な 理 由 が な 1  $\mathcal{O}$ に 第 + 条 第 項 各 号  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 請 求 を 拒 ん だ

兀 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 勧 告 12 従 わ な カン 0 た き。

五

第

+

六

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

ょ

る

報

告

を

求

 $\Diamond$ 

5

れ

て

報

告

を

せ

ず、

又

は

虚

偽

 $\mathcal{O}$ 

報

告

を

L

た

لح

六 不 正  $\mathcal{O}$ 手 段 に ょ り 第二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 登 録 を 受 け た とき。

(帳簿の記載等)

第 + 五 条 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 実 施 機 関 は 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 帳 簿 を 備 え な け れ

ばならない。

一講習の実施年月日

二 講習の実施場所

三 講 義 及 75 実 地 研 修 を 行 0 た 講 師  $\mathcal{O}$ 氏 名 並 び に 講 義 に お 1 7 担 当 L た 科 目 並 U に そ  $\mathcal{O}$ 時 間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 講 習 を 修 了 L た 者 に あ 0 7 は 前 号 に 掲 げ る 事 項  $\mathcal{O}$ ほ カン 修 了 証 明 書  $\mathcal{O}$ 交 付  $\mathcal{O}$ 年 月 日 及 U 証

明書番号

2

要 に 前 応 項 ľ 各 建 号 築 に 物 掲 げ 石 綿 る 含 事 有 項 建 が 材 調 電 査 子 者 計 講 算 習 機 実 12 施 備 機 え 関 5 に れ お た 1 フ 7 ア 電 1 子 ル 計 又 算 は 機 磁 そ 気 デ  $\mathcal{O}$ 他 イ ス  $\mathcal{O}$ 機 ク 器 等 を 12 用 記 1 録 7 さ 明 れ 確 必 に

3 紙 わ れ 建 面 築 た 12 物 表 同 示 項 石 綿 さ  $\mathcal{O}$ 含 れ フ ると ア 有 建 1 き ル 材 は 調 又 は 査 者 磁 当 気 該 講 習 デ 記 イ 実 録 を ス 施 ク 機 t 等 関 0 を 7 は 含 同 第 項 む に 規 項 定 を、 に 規 す る 建 定 す 築 帳 る 簿 物 帳 石 ^  $\mathcal{O}$ 綿 簿 含 記 前 載 有 建 項 12 代 材  $\mathcal{O}$ 調 え 規 ること 定 査 者 12 講 ょ が 習 る 記 で 事 務 録  $\mathcal{O}$ が 全 行

4 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 查 者 講 習 実 施 機 関 は 次 に 掲 げ る 書 類 を 備 え、 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者

講 習 を 実 施 L た 日 か ら三 年 間 保 存 L な け れ ば な 5 な 1

部

を

廃

止

す

る

ま

で

保

存

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

建

築

物

石

綿

含

有

建

材

調

査

者

講

習

 $\mathcal{O}$ 

受

講

申

込

書

及

び

添

付

書

類

講 義 に 用 1 た 教 材 及 び 実 地 研 修 に 関 す る 書 類

 $\equiv$ 終 了 L た 修 了 考 査  $\mathcal{O}$ 問 題 答 案 用 紙 及 U 採 点 に 関 す る 資

料

(報告の徴収)

第 + あ る 六 条 認 8 玉 る 土 と 交 き 通 は 大 臣 は 建 築 物 建 築 石 綿 物 含 石 有 綿 建 含 材 有 調 建 查 材 者 調 講 査 習 者 実 講 習 施 機 事 関 務 に  $\mathcal{O}$ 対 適 L 切 な 実 建 築 施 を 物 石 確 綿 保 含 す 有 る 建 た 材  $\Diamond$ 調 必 査 要 者 が

講 習 事 務  $\mathcal{O}$ 状 況 に 関 L 必 要 な 報 告 を 求 8 る ことが で きる。

(公示)

第 + 七 条 玉 土 交 通 大 臣 は 次 に 掲 げ る 場 合 に は そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 官 報 12 公 示 す る ŧ  $\mathcal{O}$ る。

一 第二条第二項の登録をしたとき。

二 第八条の規定による届出があったとき。

三 第十条の規定による届出があったとき。

事務の停止を指示したとき。

兀

第十

四条

 $\mathcal{O}$ 

規 定

に

ょ

ŋ

第二

条第二項の登

録

を取り

消

又は建筑

築物

石綿含有建

材調

查者講習

附則

この告示は、公布の日から施行する。